

令和8年10月から

手数料収納窓口を設置します

山口県では、令和8年9月末をもって山口県収入証紙を廃止(販売終了)します。これに伴い、令和8年10月から、県の手数料を「キャッシュレス納付」又は、「現金納付」することができる「手数料収納窓口」を設置します。

手数料収納窓口設置場所

① 現金及びキャッシュレス納付対応窓口

区 分	設 置 機 関 (団 体)	窓 口 数
県 本 庁	○県庁内売店	1
県 出 先 機 関	○県総合庁舎(県税事務所)、下関農林事務所	8
警 察 関 係 団 体	○(一財)県交通安全協会(県総合交通センター) ○地区交通安全協会 14箇所 (岩国・柳井・光・周南・防府・山口・山口南・宇部・ 山陽小野田・美祢・長門・萩・下関・長府)	15
計		24

② キャッシュレス納付対応窓口(現金未対応)

区 分	設 置 機 関 (団 体)	窓 口 数
県 出 先 機 関	○山口健康福祉センター、長門健康福祉センター、 美祢農林水産事務所、下関水産振興局	4
市 町	○市役所・町役場本所 18箇所(柳井市を除く全市町) ○支所 6箇所(豊浦・豊北・美東・秋芳・山陽・久賀)	24
警 察 関 係 団 体	○(一社)県自家用自動車協会支部 11箇所 ○地区交通安全協会 1箇所(小串) ○自動車学校 14校	26
計		54

市町の役場は、令和8年10月
月から原則キャッシュレス
納付のみ

問い合わせ先

山口県会計管理局会計課

753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-3910 E-mail : a25100@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはホームページへ

